

中間競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を組合員の正社員化を。

せむせ、均等待遇、なごう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利するべし。

# 「精一杯の回答」 再回答も変わらず！ 20春闘 新賃金交渉を終了

郵政ユニオン本部は、2月17日に新賃金要求書を提出して以降、精力的に交渉を展開してきました。会社は、回答指定日とした3月11日に「回答指定日であるが、回答を示せる段階ではない」として考え方を示しました。そして翌12日には「5年連続のベアゼロ」、「処遇改善に前進なし」の会社回答がされました。正式回答を受けて開催した13日の第6回交渉では提出した要求に対し回答は大きくかけ離れていることから、再検討・再回答を求め17日、第7回交渉に臨みました。しかし会社の再回答はこれまでの域を出ず、進展に期待がもてないものと判断し、17日をもって新賃金交渉を終了としました。会社再回答要旨と組合主張要旨を掲載し、春闘交渉報告とします。

## 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 4041  
20年3月24日 (火)  
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。



【会社再回答要旨】  
再考を求められ検討してきたが、第4回交渉からこれまで申しあげてきたが、会社としては次年度においてもきびしい経営状況にある

り、12日の回答が精一杯の回答であり変わらない。正社員・期間雇用社員もれなく処遇改善ができれば一番良いが、きびしい経営環境の下と信頼を失墜しているもとで社員の頑張りが必要であると考えた上で、定期昇給・一時金を昨年同様を実施することを検討した結果である。

会社は4千億強の純利益予想しており、賃金・処遇改善を行う資本・体力は十分にある

組合主張にあるように、要求との乖離は大きく、対立する部分が多く、甚だ不満であり、到底納得できるものではない。

コンプライアンスの順守は当然ですが、社員の頑張りや報われる会社になることを願います。



### 【組合主張要旨】

紙面の関係で一部略、地下掲示板に全文を掲載します。

20春闘交渉は昨年12月27日に総務大臣及び金融庁から業務停止命令及び業務改善命令が出された中での交渉となった。

基準内賃金の引き上げについて、5年間連続と言うベアゼロ回答は、組合の要求、生活改善を求める労働者の切実な声に背を向けるものであり、到底納得できるものではなく、強く抗議する。

さらに、均等待遇要求に対して4月から施行される働き方改革関連法、短時間・有期雇用労働法を意識した回答だが、非正規社員の更なる処遇改善につながるものになっていない。特に、連続休暇の取得推進5営業日以上連続休暇取得推進キャンペーンを実施するのであれば、現在、アソシエイト社員に付与されている夏期・冬期休暇を正社員と同様に3日とするとともに、付与対象となっていない期間雇用社員にもそれぞれ3日を付与すべきと考える。

非正規社員の処遇改善を春闘時期だけの論議とすることなく年間を通じて検討していくことを強く要請する。

要員不足の解消、大幅増員、長時間労働の是正では、回答で長時間労働の縮減や社員の健康管理の観点から、割増率を引き上げるとあるが社員の健康管理にはならない。そのためにも要員不足の解消は早急に行うべきであり処遇改善は急務だ。

今回、ハラスメントの根絶に向けた取り組みが回答として示されたのは「会社の決意の表れ」として受け止める。

昨年、郵政ユニオン本部の寄せられた労働相談は年間227件あり、その内、パワハラに関する相談は62件、27.3%に及んだ。東京労働局が明らかにした数字でも、パワハラを含む「いじめ・嫌がらせ」の相談が2017年度で約7万2千件ののぼり6年連続で最多となったと公表している。社会全体の傾向と郵政におけるパワハラの実態は同じで傾向にあると言えます。

日本郵便が昨年7月に発行した「一人ひとりの社員が生き活きと働ける職場とするために～ハラスメントを発生させない働きやすい職場づくり～」と題した冊子の冒頭では、ハラスメントは社員の尊厳を傷つけ職場環境を悪化させる、見過ごすことのできない問題と位置づけ、「職場の皆さんが一丸となってハラスメントを発生させない働きやすい職場を作っていきましょう」と呼び掛けハラスメント根絶に向けた一歩を踏み出したことは非常に大きい。かんぽ生命の特別調査委員会報告でもパワハラの実態が明らかにされているなか、グループ全体でパワハラをなくしていくことが重要だと考える。

2020年4月1日以降の賃金引き上げ要求について、要求との乖離は大きく、対立する部分が多く、甚だ不満であり、到底納得できるものではないが、これ以上交渉を積み重ねても進展が期待できないことから、要求書については整理とし、本日をもって新賃金交渉を終了とする。

以上